

【ポイント】

- 10月29日（木）深夜（30日（金）午前0時）から11月2日（月）午前5時まで西部州全域（コロombo県、ガンパハ県、カルタラ県）に外出禁止令が発令。
- 引き続きスリランカ当局が発表する最新情報の収集、定期的な手洗い・手指の消毒を行うとともに、外出時などにはマスクを着用し、ソーシャル・ディスタンス（社会的距離）を保つなどの感染症対策に努めてください。

【本文】

1

(1) スリランカ当局は、新たに西部州全域（コロombo県、ガンパハ県、カルタラ県）に対し、10月29日（木）深夜（30日午前0時）から11月2日（月）午前5時まで有効となる外出禁止令を発出しました。

(2) 今般の外出禁止令の規制措置について、コロombo警察本部に確認したところ、現時点では、必要不可欠な業種に所属している者が自宅と勤務先の移動など最低限の外出する場合に限り、社員証などのIDを所持していれば、移動が可能な運用になるだろうとの見方が示されましたが、引き続き現場の警察など当局のアナウンスや指示に従い行動してください。

(3) なお、これまで発出されている外出禁止令に関する情報を取りまとめると以下のとおりです。

① 北西部州クルネーガラ県：Kuliyapitiya, Narammala, Pannala, Giriulla,

Dummalasooriya police areas（※更なる通知があるまで有効）

② 西部州ガンパハ県：全域（※11月2日（月）午前5時まで有効。それ以降も、ガンパハ県全域に対する外出禁止令は、「更なる通知があるまで」継続する見通し。）

③ 西部州コロombo県：Fort, Borella, Dematagoda, Maradana, Maligawatte,

Pettah, Keselwatte, Dam Street, Aduruppu Veediya, Beach Side (Foreshore), Kotahena, Bloemendha, Grandpass, Mattakkuliya, Modara police areas (コロombo1及び8から15区)及び Welikada (Rajagiriya を含むエリア), Wellampitiya, Gothatuwa, Mulleriyawa, Homagama, Moratuwa Police areas (コロombo郊外)

(※10月29日（木）深夜（30日（金）午前0時）から11月2日（月）午前5時までではコロombo県全域。それ以降、上記発令地域に対する外出禁止令は、「更なる通知があるまで」継続する見通し。）

④ 西部州カルタラ県：Payagala, Beruwala, Aluthgama, Panadura-North, Panadura-South police areas

(※10月29日（木）深夜（30日（金）午前0時）から11月2日（月）午前5時までではカルタラ県全域。それ以降、上記発令地域に対する外出禁止令は、「更なる通知があるまで」継続する見通し。）

2

(1) 当地の在留邦人の皆様及び当地を訪問中の邦人の皆様におかれましては、引き続き、こまめな手洗い・手指の消毒を行い、他人と会話をする時や外出時などにはマスクを着用して、ソーシャル・ディスタンス（社会的距離）を保ち、自宅やオフィスでの定期的な換気なども実施してください。また、規則正しい生活や十分な睡眠をとるなど自己の健康管理に努め、正しい知識に基づいた感染症対策を行い、自己のみならず、他人に感染させないような行動を心がけてください。

(2) なお、スリランカ政府は、検疫及び疾病防止条例にて、公共の場におけるフェイスマスクの着用やソーシャル・ディスタンスの確保等の新たな規則を追記する官報を发出しています。これら規則や規制に従わなかった場合には、罰金や懲役等の法的措置がとられる場合がありますので、十分に注意をしてください。

○条例の改正内容は、15日発表の官報をご参照ください。

http://www.documents.gov.lk/files/egz/2020/10/2197-25_E.pdf

○問い合わせ先

在スリランカ日本国大使館

電話：(国番号94) 11-269-3831

このメールは、在留届にて届け出のあったメールアドレス及び「たびレジ」登録者に配信しています。

※「たびレジ」に簡易登録した方でメールの受け取りを希望しない方は、以下のURLから変更・停止の手続きをしてください。

(変更) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/auth>

(停止) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>

※「在留届」を提出した方で帰国・移転した方は、以下のURLで帰国又は転出届を提出してください。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/residencereport/login>